

モバレコクラブ契約約款

第 1 条 約款の適用

1. 株式会社 ALL CONNECT CC(以下、「当社」といいます。)は、モバレコクラブ契約約款(以下、「約款」といいます。)を定め、モバレコクラブ(以下、「本サービス」といいます。)を提供します(以下、「本サービス利用契約」といいます。)。本サービスは、本サービスの会員になった契約者に対して、当社が指定する便益を提供する内容のサービスです。
2. 本サービスは、本約款に同意することを条件として提供いたします。また、契約者の選択により、本サービスの会員向けに当社が第三者と提携しているサービス(以下「提携サービス」といいます)を提供いたします。現在、当社が提供している提携サービスはこちらをご覧ください。契約者が提携サービスを利用するにあたっては、契約者が選択した提携サービスの利用規約に同意する必要があります。

第 2 条 契約者の定義及び本サービス利用契約の申込み

1. 契約者は、本約款に同意の上、会員登録の申込みを当社が承諾した個人となります。当社は当該申込みを拒否することがあります。この場合において、拒否をした理由を開示いたしません。
2. 本サービス利用契約の契約単位は、1 契約者につき 1 契約となります。
3. 契約者は、本サービス利用契約の登録に変更がある場合、遅滞なく当社に届け出るものとします。また当社は、契約者に対して、その届出の事実証明となる書類等の提示を求めることがあります。
4. 当社は、当社に帰責事由がある場合を除き、前項の届出がないことへの責任を負いません。

第 3 条 ID およびパスワードの管理

1. 契約者は、本サービス利用契約締結時に供与される ID およびパスワードの保管義務が生じます。
2. 当社は、当社に帰責事由がある場合を除き、契約者の保管義務不足への責任を負いません。本項における義務不足としては、ID およびパスワードを紛失あるいは第三者に取得されないよう、契約書等の保管、紛失した場合の当社への届出を怠ることとします。

第 4 条 モバレコポイントの付与

当社は、契約者が提携サービスに関連し、当社に対して金銭の支払いをした場合、提携サービスの提供とは別に、当社所定のモバレコポイントをおまけとして提供する場合があります。モバレコポイントの付与数、付与方法・時期は、当社の裁量によって決せられます

第 5 条 モバレコポイントの管理

当社は、当社指定の方法によって契約者の保有モバレコポイント数の告知を行います。契約者が保有モバレコポイント数に疑義のある場合、直ちに当社に連絡し、その内容を説明するものとします。モバレコポイント数に関する最終的な決定は当社が行います。

第 6 条 モバレコポイントの利用

1. 契約者は、保有するモバレコポイントを当社が指定するサービスに利用することができ、キャッシュバックその他の当社が定める便益を受けることができます。
2. モバレコポイントは、別途当社が定める条件に従って使用する必要があります。
3. 契約者は、当社指定サービス契約での還元を除き、いかなる場合でもポイントを直接換金できません。

第 7 条 ポイントの喪失

当社は、次の場合にはポイントの付与の中止や喪失、失効等対応をとることがあります。

- (1) 契約者によるサービス料金の支払に遅延、滞納が生じたとき
- (2) 本約款にて当社が定める禁止事項について、契約者による違反が認められたとき
- (3) 第 5 条に基づき、本サービス利用契約が解約または解除されたとき
- (4) その他当社が失効等の対応をとることが適当と判断したとき

第 8 条 料金等の支払い義務

本サービスは無償です。有償とする場合には、別途本規約を変更いたします。

契約者は、提携サービスに加入し、提携サービスに係る対価を支払う場合、提携サービスの規約に基づき当該対価を支払うものとします。

3. 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還しません。

第 9 条 請求書手数料の支払義務

契約者は、提携サービスの対価の支払いを行うに当たって、口座振替ができなかった場合やクレジットカード会社が支払を拒絶した場合等、何らかの理由で当社が定める日に支払いがなされなかった場合で、本サービス料金の支払いに関し請求書が発行された場合、請求書発行手数料の支払を要します。

第 10 条 支払証明書等の発行

1. 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を第三者へ譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他債務が既に当社に支払われた旨の証明書を発行します。

2. 契約者は、前項の証明書発行を受けた場合、当社が定める証明書発行に係る手数料の支払を要します。

第 11 条 利用停止

当社は、契約者が下記に該当する場合、当社が定める期間、サービス利用を停止することがあります。

- (1) 約款の定めに違反したとき
- (2) 前各号のほか、当社の業務遂行に著しい支障を及ぼす、またはそのおそれがある行為をしたとき

第 12 条 本サービス利用契約の解除等

1. 契約者は、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解約することができます。なお、解約の通知が当社に到着した日が属する月まで当社が定めるサービス料金をお支払いいただきます。

2. 当社は、次の場合には本サービス利用契約を解除することがあります。また、本サービス利用契約の解除により契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとしします。

- (1) 第 16 条(利用停止)の定めにより、契約者がその事実を解消しないとき
- (2) 契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認したとき
- (3) 本約款にて当社が定める禁止事項について、契約者による違反が認められたとき
- (4) 契約者において、破産や民事再生等これに類する事由が生じたとき

第 13 条 約款の変更

1. 当社は、本約款を変更する場合があります。

2. 当社は、約款の変更、及び本サービスに関する重要事項等の通知を当社の判断により以下のいずれかの方法で契約者に対して行うものとしします。

- (1) 当社ホームページ上への掲載
- (2) 当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信
- (3) 当社に届け出た会員住所宛への郵送
- (4) その他、当社が適切と判断する方法

第 14 条 債権譲渡

1. 当社は、本サービスの債権を株式会社 Link Life に譲渡します。

2. 契約者は、当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとしします。この場合、当社は契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとしします。

第 15 条 反社会的勢力に対する表明保証

1. 契約者は、本サービス契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体

その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属していること

(2) 反社会的勢力を利用していること

(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること

(4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

(5) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った祖運外を賠償する責任を負う

ものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 16 条 承諾の限界

1. 当社は、契約者から本サービス利用において請求を受けた場合に、承諾あるいは保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上に支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

2. 当社は、請求を承諾しない場合において請求を行った契約者にその理由を通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 17 条 利用に係る契約者の義務

契約者は、以下に定めを順守するものとします。

(1) 法令、あるいは法令上拘束力のある行政措置に違反する行為に本サービスを使用しないこと

(2) 公の秩序または善良の良俗を害する行為に本サービスを使用しないこと

(3) 反社会的勢力に対する利益供与あるいは協力となる行為に本サービスを使用しないこと

(4) 当社、または第三者の権利、利益、名誉を侵害する行為に本サービスを使用しないこと

(5) 他の契約者のサービス利用を故意に妨害しないこと

(6) 本サービスの不正使用等により、当社あるいは提携事業者の業務遂行を著しく妨害しな

いこと

- (7) 不正アクセスや他契約者のアカウントを取得する等、不正行為をしないこと
- (8) 本サービスに過度の負担をかける行為をしないこと
- (9) その他、当社がサービス利用上不適切と判断する行為をしないこと

第 18 条 権利の譲渡等禁止

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利を第三者へ譲渡、使用許諾、売却してはならず、また契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 19 条 サービスの変更または廃止

1. 当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。
2. 当社は、前項の定めより本サービスの変更または廃止するときは、相当期間前に契約者へ告知します。

第 20 条 管轄及び準拠法

本サービス利用契約は日本法に準拠し、本サービス利用契約に係る紛争は、東京地方裁判所を専属的な第一審裁判所とする。

以上